

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年8月4日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	長崎市
4. 届出番号	30
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/193010/193012/p025919.html

執行機関名 長崎市長

知事等(教育委員会)が行う保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって市長が別に定めるもの(副食費の免除に限る)
② 番号法別表第1の項	94	
③ 番号法別表第2の項	116	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 第16の項 保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって市長が別に定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第1条	長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第3条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、 <u>子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること</u> を目的とする。	<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者</u> (以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、 <u>全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保される</u> ことを目指すものでなければならない。
⑦ 独自利用事務の関連規範		長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項第3号ウ
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務	保育所等及び認定こども園における副食費の免除の認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ロ	長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項第3号ウ(ア)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報